

関釜裁判ニュース

1998年2月11日発行

第23号

釜山「従軍慰安婦」
女子勤労挺身隊
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会

関釜裁判とは、一九九二年十一月二十五日以来三次にわたり、韓国釜山市などの元「従軍慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本國の国会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求めて、國を相手に提起した裁判である。

四月二七日！ 慰安婦裁判で初の判決

松岡淳子

四月二十七日月曜日午後一時三十分に釜山「従軍慰安婦」女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件（関釜裁判）の判決が、山口地方裁判所下関支部で言い渡されることになりました。日本國を相手に提訴している「慰安婦」裁判が六件（韓国遺族会、関釜、フィリピン、在日、オランダ、中国）ありますが、初の判決として社会的に注目されるところです。

一九九二年十二月二十五日の提訴以来、二十回の口頭弁論をもつて昨年九月二九日結審しました。五年余の歳月を振り返ると感慨深いものがあります。長きにわたり物心両面で支えて下さった皆様方に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

関釜裁判は「女性の人権や日本國の戦争責任と戦後責任を問い合わせ、失われた人間の誇りと尊厳を回復する裁判である」と認識しています。法廷で証言を聞いた私達は、日本が彼女たちの人権を踏みにじり、青春を奪い、心身の傷を今なお引きずつて生き

ていることに衝撃と謝罪の気持ちを深くしました。被害者の痛みに共感し、尊厳回復を求める強い思いに触れ、歴史的反省を求める日本人の良心にも呼応する判決であつてほしいと心から願つてやみません。

六件の「慰安婦」裁判の中で初の判決という社会的意義を考える時、否、原告達の証言したことの凄絶さと重さを思うときには是非とも原告達が納得できる良心的な判決であつてほしいと願わざにおれません。そうでなければ尊厳と名誉の回復を求めて「謝罪と賠償を！」と訴え続けてこられたハルモニ達を再び殺すことになると思うからです。

原告側 最終準備書面

前文

～歴史に恥じない判決を！

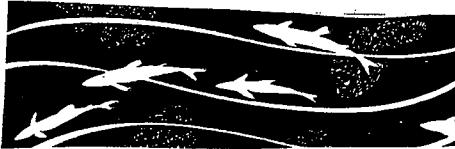
件訴訟の判決に対し、それぞれの耳目を集中せざるを得ない所以である。

戦時、純朴な少女たちは、故郷から異城万里に引き離され日本帝国に挺身し、あるいは軍人たちに踏みにじられた上に、その後半世紀にわたり恥辱の闇に押し込まれられたまま沈黙を強いられてきた。少女たちの恥辱に目を瞑り、あるいは想い

ら及ばすことなく平和と繁栄に身をおいたきた我々は、恥辱の闇から照らし出された厳然たる歴史の前で胸深く反省しなければならない。

本件訴訟は、日本国が植民地支配と戦時の強制連行による最も凄惨な人権蹂躪の被害当事者がその沈黙を破って、加害者である日本国に対し、奪われた人間性の回復を求めているのであり、これに対する良心の府の司法判断が歴史に残されようとしている。

に我々に与えられた唯一最後の機会になるやもしない。
よつて、本件訴訟に対する貴府の判決が、日本国の正義が奈辺にあるのかを我々に代わって全世界に表明することになることを銘記されたい。



裁判長への団体要請署名、個人によるハガキ
要請についてご協力いただけましたら
ご一報下さい。こちらからお送りいたします。連絡先は12ページをご覧下さい。

「慰安婦」問題等の立法解決をめざして！

～地方議会・国会に
真相究明の働きかけを～

花房俊雄

◆始めに

昨年末、金学順（キム ハクソン）さんがお亡くなりになつた。人格高潔にして全ての被害者や支援者の敬愛を集めていた人だつた。深い喪失感の中で、改めて「慰安婦」問題の解決が被害者の命との競争であることを肝に銘じさせられる。今年こそ戦後補償問題の解決を目見える動きにして行かねばと、年頭にあたつて心に期している。

昨年末、福岡県議会に改めて教科書の「慰安婦」記述の削除請願が提出されるのでは、と懸念したが、動きはなく、逆に二月二六日から始まる県議会に教科書攻撃を乗り越えて真相究明を求める私たちの準備が進んでいる。

「新聞」に「国民基金」が全面広告を載せた。「これがアジア女性基金の事業です」～《「慰安婦」として犠牲になられた皆さんに日本からの補償（償い）の気持ちをお伝えします》とあたかも日本から補償金が出るかのとき欺瞞に満ちたら見出しで、東京の事務局に直接申請するように呼びかけている。昨年一月、七人のハルモニへの強行支給に対する、被害者・支援団体・韓国政府あげての厳しい抗議を私たちは記憶している。今回のやり方は一層卑劣である。経済危機に伴うインフレで韓国政府の元「慰安婦」への生活支援も目減りし、支援団体によるカンパ集めも厳しく、しかも日本からの支給金はウォン換算で倍額になる。こうした時期をねらつての広告は、被害者と血縁者の心を乱し、付け込んで、韓国政府や支援団体の意向におかまいなく一本釣り的支給を強行して「国民基金」の実績を上げようとするものである。「国民基

金」の発足当時からあつた傲慢な意識がした行為である。

韓国政府は日本公使に不快感を表明し、韓国・台湾・日本の市民はハンギョレ新聞に「国民基金」の欺瞞的な広告に驚きを禁じません」との反論広告を掲載した。一方フィリピンの元「慰安婦」たち三〇人近くに、新たに「国民基金」から一時金が支給された。そのうちリラ・ピリピーナに所属する五人のロラは、国民からの募金二〇〇万円のみを受け取り、日本政府からの医療福祉費（一二〇万円）と橋本首相の手紙の受取を拒否した。

一月二一日、マニラで記者会見し、国家補償と日本政府の法的責任の確認を伴わない金と手紙の拒否を表明した。したたかで、誇り高い選択を行つてゐる。

被害者と被害国に不信と反発を増幅するしかない「国民基金」に代わる解決を、日本国内に作りだして行くことが急務である。

◆国会における立法化の動き

◆「国民基金」の悪あがき深まる
一月六日の「韓国日報」と「ハンギョ

ー層エスカレートし、被害者が属する社会や国の意向をも無視した、なりふりかまわず支給実績を上げることだけを目指す

める超党派の議員懇談会のたちあげに取り組んでいる。地方でも、現在進めていいる国会宛百万署名の実績をあげて、地元出身の国會議員に託し、立法化の推進議員になつていただくよう働きかけねばならない。

一方、参議院では昨年六月、本岡議員を中心とする二六人によつて提出され、廃案になつた「戦時性的強制被害者調査会設置法」が今国会に五一人の超党派の議員によつて再提出されようとしている。賛同議員は半年で倍増している。七月参議院選で立法解決を進める議員を国会へ送る努力も問われている。

私たちが試みようとしている国政の場における立法解決のために必要なことは、何よりもまずアジアの戦争被害者の痛みを知ることであり、癒しと人間の尊厳回復を求める大きな国際社会の願いを知ることである。そのことは同時に戦後の日本社会の歪みを照らし出す鏡を私たちにもたらすであろう。日本の植民地支配と侵略戦争がもたらした膨大なアジアの死者と被害者を切り捨てて、戦後の高度経済成長を国家目標としてきた日本社会は、

その出発において他者の命と尊厳への敬畏の念を喪失した、モラルなき病巣を抱えていた。経済成長とともにその病巣は日本社会と私たちの心身に深く広がり、自壊の兆しが社会の諸相に見え始めている。

新年早々から、さまざま問題が噴出している。金融危機の進行と官僚たちの底無しの腐敗、阪神大震災から三年経つても遺棄されている膨大な被災者の存在、暴力的な衝動に走る子供達の深い自己喪失、沖縄への基地の集中の破綻。どれ一つ取つても人間への尊厳を喪失してきただ戦後社会の病が抱える矛盾である。

アジアの戦争被害者の真相究明は日本社会の病の真相究明でもある。私たちに問われているのは、価値観の根本的な転換である。他者（自然をも含む）の命と尊嚴への畏敬の念を取り戻すことが自らの命と尊嚴を回復することであるという

◆地方議会で決議を
二月県議会に向け、政府にアジアの戦争被害の真相究明を促す議会決議を求める請願者や署名の呼びかけ人に、県下の各大学の先生や各界の有識者たち二〇人近くが名前を連ねてくださつていて。昨年暮れからの署名運動も関釜裁判を支援する会の会員や、県下の労働組合、生協、部落解放同盟、さまざまな団体によつて取り組まれていて。二月二十五日の集約までの間、一層の協力を訴えます。

こうした取り組みを集約し、さらに立法解決に向けた重要性を深め広げて行くために、二月二二日に農民会館で西野瑠美子さんと纏繩厚さんをお呼びして集会を持ちます。皆様のご参加をお願いします。



◎県議会宛の署名は二月二二五日から十日以内に提出します。二五日までに届けてください。国会宛署名は引き続き行います。さらに広げていってください。これまでに署名を届けてくださつた個人と

金順吉裁判「判決」感想記

龍田弁護士は報告集会で判決を以下のように解説された。

「原告の請求をいずれも棄却！」
十一月二一日小雨の降る中、長崎地裁で金順吉裁判の判決が下された。

傍聴席の真ん中に座っていた韓国人原爆被害者協会釜山支部の十三名の訪日団の方々は、開いた口がふさがらない、まだ続きがあるだろうという感じで座り続けていた。全国からかけつけた二百名を超える支援者が抽選の為、地裁前につくつた列は壯観で、この裁判の重大さと、長崎の運動の底力を感じた。

金順吉さんは病気の為出廷できず、釜山の病室へ支援する会の人人が報告し、のちに電話を通じ記者会見をした。

「無念の思いでいっぱい。私の生命のあら限り闘い続けたい。もちろん控訴する。再び法廷に立ちたい。強制連行を不当行為と認めてるので、私は勝った裁判だと思っている。」等話された。

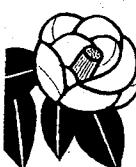
戦後五十年以上積み重ねられてきた国際的な討論を無視した中味のない判決である。

明確な、証拠と証人がありながら、このような恥ずかしい判決しか下せないことに怒りがこみあげる。場所は福岡高裁に移る。

可能な限り、支援していきたい。

(花房恵美子)

裁判後の報告集会▶



キムハクサン

金学順さん逝く

昨年十一月十六日未明、金学順さんは、入院先のソウル梨花女子大病院で七四歳で亡くなられました。

彼女は最初に名乗り出られたという象徴的な存在であるのみならず、その人格的な高貴さにおいて関係者の精神的支柱であったという意味でも、かかわってきただ人たちの打撃の大きさは、はかりしれません。次の弔電を関釜裁判を支援する会より送りました。

金学順さんの訃報に接し、深く哀悼の意をささげます。

一九九一年、日本政府が国会で「民間業者が連れ歩いた」として日本軍の関与を否定していた時、「わたし生き証人だ」と負の歴史の扉を開けてくれた金学順さん。

その勇気を讃え、その後も毅然とした態度で終始一貫被害者の先頭に立つて、日本の謝罪と賠償を求める運動を闘い続けてこられたことに、敬意と拍手を送ります。

慰安婦問題は被害者の名乗り出によつて、歴史的な事件として国際的な課題となりました。金学順さんの貢献は大きいなるもので、金学順さんははじめ闘い半ばにして

病に倒れたハルモニ達の思いをバネに、日本の戦後補償の実現に向けて頑張ることを靈前に誓います。

一九九七年十一月十七日

戦後責任を問う 関釜裁判を支援する会
代表 松岡澄子

いことなどひとつもない私自身の過去を明らかにし名のりましたのは、いくらかのお金をもらうためではありません。私は死に水を取ってくれる身内も既におらず、死に装束も用意しるべき墓も準備しております。こんな私に何のお金が必要だというのでしょうか。

ところが、日本は「国民基金」を集めるほどの誠意を見せたのだからもう終わりにしてもいいだろう、何をさらに物欲しげに要求しているのか、といわんばかりの最近の日本側の態度には、私は憤りを押さえることができます。

私が望むのは、日本政府の謝罪と国家的な賠償です。いくばくかのお金で解決することができるだと考えておられるのなら、それは間違いです。

三六年の間植民地とされた苦痛に加えて、「慰安婦」生活の苦悩をいつたいどのようにはらしたらいとおっしゃるのでしよう。胸が痛くてたまりません。韓国人を無視しない下さい。韓国のハルモニ、ハラボジに当時の行いの許しを乞うべきではないでしょうか。

日本国総理・橋本龍太郎貴下

私は金学順と申します。一九九一年八月一四日に初めて証言し、日本政府が隠しました。おしてきた「慰安婦」問題の歴史的な扉を開けてからもう五年も経ちました。誇らし



金学順さん(91年撮影)

「女性への暴力」 国際会議シンポジウムに参加して

石井 美登里

一九九七年十一月三日、東京お茶の水の全電通ホールで「戦争と女性への暴力」国際会議公開シンポジウムが開催されました。

慣れないと見出しが難しくなるので、案内をいただき、単身参加をしてきました。世界各地の被害や取り組みの状況をお聞きし、今後の活動に生かしたいと思ったからです。

成されたこの国際会議は、日本で開くことに重要な意味を持つていました。国連人権委員会の「女性の暴力特別報告官」クマラスワミさんが次回人権委員会についての報告をすることになつて、戦争・武力紛争下の女性への暴力についての報告をすることになつて、国際会議を開き協力をしようといふことがきっかけとなつて開催が決定されました。

日本では「自由主義史観」の人々から「慰安婦」問題への攻撃が強まつてきており、国際会議を開くことによつて、性暴力に取り組む国際的な潮流をアピールすることとは意義深いものでした。また、

米軍基地があることによつて発生している性暴力についても広く知らせる機会となり、日米防衛協力が強化されようという時期でもあるだけに、日本での開催は意味があつたのです。

シンポジウムは「国際会議開催の意義」について松井やよりさんから説明があり、三日間の専門家会議の内容がこの会議の提唱者である、フィリピンのイングレイ・サホールさんから報告されました。その後昼食を挟んで五つのパネル・ディスカッショーンを行なつた後、クマラスワミさんの代理で参加している

海外代表に加え、一二人の日本代表で構

スリランカのリサ・コイスさんによる「クマラスワミ報告について」が紹介され、「東京宣言」を採択し終了しました。

会場は国内外から集まつた人々の真剣な参加で凝縮された、貴重な時間が流れました。報告者・提起者と聞き手との間で辛い思いや怒りを共有でき、これから連帯について固く確認しあうことができる、一体となつたシンポジウムではなかつたでしようか。

当日は時間の関係で、パネラーからの報告・提起のみで会場とのやり取りはありませんでした。できるだけ多くの地域の状況や各国代表の考えを紹介し、グローバルな視点でこの問題をとらえていき、「戦時下においての女性への暴力」はどこでも起きうることでその根幹は、日常の男と女の支配・被支配の関係にあることを浮き彫りにしようとした主催者のねらいがあつたのではないかと思います。

第一のパネル・ディスカッショーンは「日本軍性奴隸制と集団強姦」で韓国、台湾、中国、フィリピン等六ヶ国七名から実態

報告がされました。

第二は「南アジアの紛争」というテーマでバングラデシュ、スリランカ、アフガニスタンからの報告がありました。イスラム原理主義に阻まれて「(女性は)学校に行けない、男性の医者にかかれないとなどがよく分かりました。

第三は「米軍基地問題・国連PKO」のテーマで韓国、沖縄、カンボジアからの実態報告がありました。紛争下ではなくても、軍隊のあるところに必ず女性への暴力は存在することが改めて明らかになりました。

第四は「女性の国際連帯」と題して開かれました。東チモール、セルビア(旧ユーゴ)、カナダ、アルジエリアからの報告があり、その当時の状況が生々しく伝わり参加者一同胸が詰まる思いでお聞きしました。同時に、言い知れない憤りが沸き上がり、解決に向けての心から連帯を会場全体で確認しあえたのではないかと思います。

第五は「女性の人権活動の経験」と称して今後の解決に向けてのヒントを、パネラーの経験や提起に見出そうとする目的で設定されました。

オーストラリア、ウガンダ、スリランカ、アメリカ、インドの出席者はそれぞれの立場から貴重な提起を行いました。特に印象的だったのは、国際法律家委員会メンバーでもあるオーストラリアのステイナ・ドルコポルさんの提起で、「東京裁判で語られなかつたといつても事実がなかつたわけではない。一九四三年に設置された連合軍の戦犯委員会は極東に小委員会を持つていた。日本人捕虜一人一人に行なつた聞き書きがある。」「日本の政府に戦争犯罪を認めさせるには、パブリック・キャンペーンが必要だ」という言葉でした。

世界各地で起きている女性への暴力は女性への直接的な性暴力にとどまらず、さまざま形で発生しており、その定義についての拡大の必要性がこの会議で確認されました。ベトナム戦争時の米軍の化学兵器による女性の生殖機能の破壊、拘留中の女性に対する性的拷問、弾圧的人口管理政策によるリプロダクティブ・ライツの破壊等々。

そして「女性に対する暴力は平時における女性の扱われ方の反映であり、戦時下にそれは戦争手段として使われる」と

いう発言が、専門家会議で女性に対する暴力の定義を議論したときに各国から出されたとのことです。本当にそうだと思います。「慰安婦」問題もまさに世界各地で起きた、あるいは起きている女性への人権侵害と本質的には同じでしょう。今回の会議の中で、家父長的意識と仕組みに支配される日常が、非日常に連続性をもたらすという視点が整理されたことは重要であると、西野瑠美子さんは述べています。「慰安婦」問題に関わるとき、基本にすべておかなければならぬ「視点」ではないでしょうか。



ビヨン・ヨンジュ監督『ナヌムの家II』福岡で公開

「ナヌムの家」とは戦時中、従軍慰安婦にさせられていたハルモニたちが、現在生活を共にする家である。そこでハルモニたちは畑を耕し、鶏を飼い、キムチを漬ける。家の運営についての会議があり、映画のスタッフたちとの交流がある。彼女たちの日々の暮らしには、笑いも涙もケンカもある。

前作『ナヌムの家』(95年)でビヨン・ヨンジュ監督はその日常を描き出し、韓国国内はもとより、日本でも大きな反響を呼んだ。その後「ナヌムの家」がソウル市内から田園地帯に移ったのにともない、監督はハルモニたちから「また映画を撮らないか」との誘いを受け、「ナヌムの家」に何度も通い、時には住み込んで『ナヌムの家II』を撮影した。

ビヨン監督は「慰安婦自体を超えたもの、人間として経験してはいけないものを（ハルモニたちが）体験し、克服し、自らの姿を積極的に見せるという意味がこの映画にはある。われわれに希望と力を与えてくれる」と映画の制作意図を説明している。

『ナヌムの家II』でのハルモニたちには変化がみて取れる。彼女たちは社会の偏見と苦渋に満ちていた人生を克服し、社会との関係を新たに作り始めている。人生に意味を見いだし、育み、自己を表現することの喜びを知り、人生を創造的に歩み始めているのだ。前作『ナヌムの家』の映画作りに参加したこと、この変化に寄与しているだろう。

今回、福岡では2日だけの公開予定。2日目には松岡澄子（閨金裁判を支援する会）の講演もある。ハルモニのひとり沈美子さんは「若い世代が慰安婦問題を扱った映画を見て、戦争がどれほど恐ろしいものか分かってくれるでしょう。それを思うとうれしい」と語っている。是非お出かけ下さい。

3月14日(土) 1回目 14:00～ 2回目 15:30～

3月15日(日) 1回目 13:30～ 講演 15:00～ 2回目 15:45～

講演:松岡澄子(閨金裁判を支援する会)

場所:天神ジーサイド7階 NTT 夢天神ホール

主催:福岡アジア映画祭ユニット

特別前売り券 1400円(当日一般 1700円、大学 1500円、中高 1000円)

★関釜裁判を支援する会 会計報告 1997. 4. 1~1998. 1. 20

単位:円

収入	支出
前期繰越	720,135
会費・カンパ	1,536,940
雑収入 各方面での講演料 パンフ売上げ 裁判傍聴交通費残	111,850
	原告支援 (原告滞在費を含む)
	弁護団支援カンパ
	広報費 (ニュース印刷)
	事務費 (国際電話、郵送費、消耗品等)
	運動費(他団体へカンパ)
	ILO派遣カンパ
	戦後補償立法ネット
	はねかえそうニュース
	戦後補償実現キャンペーン他
	Fネット、FAX専用使用料
合 計	2,368,925
	合 計
	1,757,014

収 入	2,368,925
支 出	1,757,014
残 高	611,911

(会計担当; 薬師寺由紀子)

昨年暮れのカンパ要請にたくさんの方々が応えて下さり感謝いたします。

判決には、渡日可能な原告全員を招きたと思っていましたので、来日する原告団は十二名位になります。渡航費用と滞在費、とりわけ温泉行費用で一気に底をつきそうです。今年度分会費未納の方よろしくお願いします。カンパも隨時受け付けていますので、是非ご協力お願い申し上げます。

関釜裁判を支援する会活動日誌

1997年

- 1月18日 第54回定例会
- 12月 4日 黄錦周さんを囲んでの交流会に参加
- 8日 糸島労働組合協議会の12・8平和集会(約250人参加)で花房「慰安婦」問題が問いかけるもの」と題して講演
- 9日 第55回定例会
- 11日 学生達の第2回戦後補償学習会「関釜裁判の経過」
- 22日 北九州市の労組に署名要請
- 28日 関釜裁判ニュース編集部呼びかけの忘年会

1998年

- 1月 11日 第56回拡大定例会 参加者はこの後約1カ月間、民主リバーラル傘下の各労組、部落解放同盟、生協、県労連等に署名要請活動
- 12日 学生達の第三回戦後補償学習会「日本軍『慰安婦』について」
- 19日 日本基督教団九州教区・性差別問題特別委員会で花房「慰安婦」問題～私たちが為すべきこと」として問題提起
- 26日 筑豊の各地域労働組合協議会に署名要請
- 2月 8日 ニュース23号編集作業
- 11日 ニュース発送作業

判決に多数の傍聴を!

4月27日(月)

午後1時30分より

いよいよ判決です。体調が許す限りすべての原告に来ていただく予定です。初の「慰安婦」判決とあって社会的注目が集まっています。多数の傍聴をお願いします。

なお、傍聴のための抽選整理券は、1時間前より配られます。お早めにお越し下さい。遠方よりお越しの方には傍聴していただけるよう配慮致します。

山口地裁下関支部

下関上田中町8-2-2

0832-22-4076

JR山陽本線下関駅から北浦線
(又は東駅を通るバス) 山之口下車

福岡の人は車で一緒に行きましょう

集合場所:九州キリスト教会館

時間:午前10時

「慰安婦」問題等の真相究明を ~ 戦争被害調査会法の国会成立をめざして ~

◆2月22日(日) 午後2時~5時

◆農民会館・4F 福岡市中央区今泉1丁目13-19 092-761-6550

◆参加費 700円

西野瑠美子(戦争被害調査会法を実現する市民会議代表) 「慰安婦」問題の現状と立法解決

黒瀬厚(山口大学教授) 新ガイドラインと戦争加害の歴史認識

関釜裁判弁護団 関釜裁判の判決と立法化運動

主催 関釜裁判を支援する会

発行

戦後責任を問う関釜裁判を支援する会

代表 松岡澄子 入江清弘

関釜裁判ニュース 23号

1998年2月11日発行

編集作業人 井上由美 落合道夫

佐京剛志 佐京拓子

花房恵美子 花房俊雄

会費 年間 3000円

郵便振替 01740-0-47678

口座名 関釜裁判を支援する会

明太がつぶやく②

インターネットをはじめて約1億
お金持ちも、そうでない人も、
強力者も弱者も、パソコンの
画面上で発信し、全世界へ
届くといふ平等で画期的な
メディアだ。市民運動につい
ても活用すれば、大きめ
になると思う(Y.S.)